備考(表中の[]の記載は注記である。	3・4 [略] (犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十三号まで第十三条 [略]	改 正 後
	3・4 [同上] (犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号まで) に掲げる事務をつかさどる。 (犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号まで) (犯罪被害者支援室)	改正前